

平成27年2月5日(木)

【照会先】

厚生労働省老健局老人保健課

(課長) 迫井、(課長補佐) 河合

(電話代表) 03(5253)1111 (内線3964)

(直通) 03(3595)2490

平成27年度介護報酬改定に伴うサービスの報酬の変化(例)

◎ 前提

- 介護報酬は1単位10円で計算(地域区分の「その他」地域(約76%の自治体が該当。))
- 1ヶ月当たりの介護報酬を試算。日単位で設定されている場合は1月30日で計算。
- 介護職員処遇改善加算は(I)を算定するものとして計算(3の訪問看護を除く。)
- 利用者の自己負担は1割。(施設では、食費・居住費は利用者負担。)
- 以下に掲げる例は、あくまでも一定の仮定を置いた場合の報酬額の例である。実際に事業者を支払われる報酬額は、事業所の所在地域、サービス提供回数により異なること、また、提供するサービスの内容により以下に掲げる例に加え、様々な加算が算定されうることに留意が必要。

1 訪問介護

【前提】

- 訪問介護事業所において、20分以上30分未満の身体介護245単位を月7回及び45分以上の生活援助225単位を月8回利用した場合
- これに加え、特定事業所加算(IV)(5/100)172単位/月、介護職員処遇改善加算(I)(86/1000)317単位/月を算定した場合

【1月当たり介護報酬】

- 現行: 255単位×7回+236単位×8回+147単位=3,820単位 38,200円/月
- 改定後: 245単位×7回+225単位×8回+172単位+317単位=4,004単位 40,040円/月

2 訪問看護

【前提】

- 訪問看護ステーションにおいて、30分以上60分未満の訪問看護814単位を月7回利用した場合
- これに加え、緊急時訪問看護加算540単位/月、特別管理加算(Ⅰ)500単位/月、看護体制強化加算300単位/月も算定した場合

【1月当たり介護報酬】

- 現行： $834\text{単位} \times 7\text{回} + 540\text{単位} + 500\text{単位} = 6,878\text{単位}$ 68,780円/月
- 改定後： $814\text{単位} \times 7\text{回} + 540\text{単位} + 500\text{単位} + 300\text{単位} = 7,038\text{単位}$ 70,380円/月

(参考)看護体制強化加算300単位を算定しない場合

- 改定後： $814\text{単位} \times 7\text{回} + 540\text{単位} + 500\text{単位} = 6,738\text{単位}$ 67,380円/月

3 通所介護

【前提】

- 要介護3の方が、常勤・専従の機能訓練指導員を配置(46単位/日)して心身の状況に応じた機能訓練を実施する事業所(通常規模型事業所)において、8時間のサービス898単位/日を月10日利用した場合
- これに加え、サービス提供体制強化加算18単位/日、介護職員処遇改善加算(40/1000)385単位/月も算定した場合

【1月当たり介護報酬】

- 現 行: $(944\text{単位} + 42\text{単位} + 12\text{単位}) \times 10\text{日} + 190\text{単位} = 10,170\text{単位}$ 101,700円/月
- 改定後: $(898\text{単位} + 46\text{単位} + 18\text{単位}) \times 10\text{日} + 385\text{単位} = 10,005\text{単位}$ 100,050円/月

(参考)新規の認知症加算60単位/日、中重度者ケア体制加算45単位/日も算定した場合
(総単位数が増えるため、介護職員処遇改善加算(40/1000)427単位/月となる。)

【1月当たり介護報酬】

- 現 行: $(944\text{単位} + 42\text{単位} + 12\text{単位}) \times 10\text{日} + 190\text{単位} = 10,170\text{単位}$ 101,700円/月
- 改定後: $(898\text{単位} + 46\text{単位} + 60\text{単位} + 45\text{単位} + 18\text{単位}) \times 10\text{日} + 427\text{単位} = 11,097\text{単位}$ 110,970円/月

4 介護老人福祉施設

【前提①】

- 定員80名の施設(多床室)の要介護5の入所者の場合
- これに加え、処遇改善加算(I)(59/1000)、栄養マネジメント加算(14単位)、夜勤配置体制加算(22単位)、看護体制加算(13単位)、個別機能訓練加算(12単位)、サービス提供体制強化加算(I)(12単位)を算定した場合

【1月当たり介護報酬】

- 現行:

$(912\text{単位} + 25\text{単位} + 14\text{単位} + 22\text{単位} + 13\text{単位} + 12\text{単位} + 12\text{単位}) \times 30\text{日} \times 10\text{円} = 303,000\text{円/月}$

- 改定後:

$(861\text{単位} + 55\text{単位} + 14\text{単位} + 22\text{単位} + 13\text{単位} + 12\text{単位} + 12\text{単位}) \times 30\text{日} \times 10\text{円} = 296,700\text{円/月}$

【参考】日常生活継続支援加算を取得した場合(この場合、サービス提供体制強化加算は取得不可)

現行:306,300円/月 → 改定後:304,500円/月

※平成27年8月より、介護老人福祉施設の多床室の入所者の室料が利用者負担となることに伴い、1月当たりの介護報酬は、281,700円(日常生活継続支援加算取得の場合は289,500円)となる。(室料相当の額は、14,100円/月)

【前提②】

- 定員80名の施設(ユニット型個室)で要介護5の入所者の場合
- 基本サービス費に加え、処遇改善加算(I)(59/1000)、栄養マネジメント加算(14単位)、夜勤配置体制加算(22単位)、看護体制加算(13単位)、個別機能訓練加算(12単位)、サービス提供体制強化加算(I)(12単位)を算定した場合

【1月当たり介護報酬】

- 現行:

$(947\text{単位} + 26\text{単位} + 14\text{単位} + 27\text{単位} + 13\text{単位} + 12\text{単位} + 12\text{単位}) \times 30\text{日} \times 10\text{円} = 315,300\text{円/月}$

- 改定後:

$(894\text{単位} + 57\text{単位} + 14\text{単位} + 22\text{単位} + 13\text{単位} + 12\text{単位} + 12\text{単位}) \times 30\text{日} \times 10\text{円} = 307,200\text{円/月}$

【参考】日常生活継続支援加算を取得した場合(この場合、サービス提供体制強化加算は取得不可)

現行:318,600円/月 → 改定後:319,500円/月

5 介護老人保健施設

【前提】

- 定員80名の施設(在宅復帰率55%・ベッド回転率12%/月(在宅強化型)、4人部屋)で要介護3の入所者が、介護保健施設サービス948単位/日を利用した場合
- これに加え、短期集中リハビリテーション実施加算240単位/日(週3回)、夜勤職員配置加算24単位/日、サービス提供体制強化加算12単位/日、介護職員処遇改善加算(I)(27/1000)875単位/月も算定した場合

【1月当たり介護報酬】

- 現行： $((963\text{単位} + 12\text{単位} + 24\text{単位}) \times 30\text{日} + 240\text{単位} \times 12\text{日}) + 493\text{単位} = 33,343\text{単位}$
333,430円/月
- 改定後： $((948\text{単位} + 12\text{単位} + 24\text{単位}) \times 30\text{日} + 240\text{単位} \times 12\text{日}) + 875\text{単位} = 33,275\text{単位}$
332,750円/月

(参考) 介護保険施設等の多床室における居住費の見直しについて

【前提】

- 介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの入所者(所得第3段階)

【1月当たり利用者負担(居住費)】

- 現行: $320\text{円} \times 30\text{日} = 9,600\text{円}$ → 改定後: $370\text{円} \times 30\text{日} = 11,100\text{円}$
(基準費用額・負担限度額が320円/日から370円/日に変更。)

※食費については変化なし。(所得第3段階について、650円)

※その他、平成27年8月より、介護老人福祉施設の多床室の入所者の室料が利用者負担となることに伴い、基準費用額が840円/日となる。(補足給付の支給により、所得段階第1～3段階の利用者負担に変更はない。)

6 定期巡回・随時対応サービス

【前提】

- 要介護3の利用者が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型(訪問看護サービスを行わない場合)16,769単位/月を利用した場合
- これに加え、総合マネジメント体制強化加算1,000単位/月、サービス提供体制強化加算640単位/月、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(86/1000)1,583単位を算定した場合

【1月当たり介護報酬】

- 現行: 17,900単位 + 500単位 + 736単位 = 19,136単位 191,360円/月
- 改定後: 16,769単位 + 1,000単位 + 640単位 + 1,583単位 = 19,992単位 199,920円/月

7 複合型サービス(改定後は「看護小規模多機能型居宅介護」)

【前提】

- 要介護3の利用者が、看護小規模多機能型居宅介護24,274単位/月を利用した場合
- これに加え、総合マネジメント体制強化加算1,000単位/月、サービス提供体制強化加算640単位/月、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(76/1000)1,969単位/月も算定した場合

【1月当たり介護報酬】

- 現行: 25,274単位 + 500単位 + 1,083単位 = 26,857単位 268,570円/月
- 改定後: 24,274単位 + 1,000単位 + 640単位 + 1,969単位 = 27,883単位 278,830円/月